

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

◇一般社団法人日本建設業連合会の定める「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」を踏まえ適正取引を実行する。

◇協力会社及び資機材取引業者間において、電子請求書取引を行うことで、時間とコストを掛けて行われている商行為の業務改善を行い、効率化による生産性向上と働き方改革、そしてペーパーレスによる環境配慮を実現する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

企業行動規範について

企業活動のグローバル化、利害関係者（ステークスホルダー）の多様化など、社会情勢・経済環境の変化に対応するため、「経営理念」を社会的使命とし、その後一層、企業に対するグローバルな課題への取り組みが重要視され、益々企業が果たすべく社会的責任がさらに重要性が増してきており、法令遵守の徹底を図り、当社の企業活動を円滑に遂行させ、経営理念である「信頼される企業・信頼できる会社」であることに万全を期していきます。

◇協力業者との関係

協力業者とは安定的な取引関係を構築し、共存共栄を図る。

- ① 協力業者の選定については、企業理念に照らして客観的に妥当と判断される基準によって行う。
- ② 役割や責任範囲を明確にし、適正な協力体制を構築する。
- ③ 協力業者とは対等かつ適正な取引を行い、架空発注や金額・数量の仮装等の不正な取引は行わない。
- ④ 取引に関しては、個人的金銭・物品等を受領する等の私利を追求しない。

2025年9月1日

西村建設株式会社

企 業 名

代表取締役社長 鵜飼 潔

役職・氏名（代表権を有する者）